

受注工事標準仕様書

(一般事項)

平成28年6月

東京都交通局車両電気部

目 次

第1章 総 則

1.1	適用範囲	1
1.2	用語の定義	1
1.3	監督員の権限等	2
1.4	官公署その他への届出手続等	2
1.5	現場代理人、主任技術者等	3
1.6	工事の下請負	3
1.7	工事实績情報の登録	3
1.8	提出書類	3
1.9	設計図書等の取扱い	3
1.10	施工体系図等	3
1.11	別契約の関連工事	4
1.12	軽微な変更	4
1.13	疑義に関する協議等	4
1.14	工事の一時中止に関わる事項	4
1.15	工期の変更に係る資料の提出	4
1.16	特許権等	4
1.17	文化財その他の埋蔵物	4
1.18	建設副産物の処理	4
1.19	過積載の防止	5
1.20	SI 単位	5
1.21	関係法令等の遵守	5
1.22	保険の加入及び事故の補償	5
1.23	部分使用	6
1.24	関係者への広報等	6
1.25	日雇労働者の雇用	6

第2章 工事関係図書

2.1	実施工程表	6
2.2	施工計画書	6
2.3	施工図等	7
2.4	工事報告書等	7
2.5	試験、施工等の記録	7

第3章 工事現場管理

3.1	施工管理	8
3.2	施工条件	8
3.3	品質管理	8
3.4	安全確保	8
3.5	交通安全管理	9

3.6	災害時の安全確保	9
3.7	環境保全等	9
3.8	後片付け	9
3.9	工事用地等	9
3.10	室内空気汚染対策	10
3.11	建設機械の燃料	10
3.12	ディーゼル自動車の排出ガス規制について	10

第4章 機器及び材料

4.1	環境への配慮	10
4.2	機器及び材料の品質等	10
4.3	再使用機材	11
4.4	材料の搬入	11
4.5	材料の検査等	11
4.6	材料の保管	11
4.7	支給材料	11
4.8	返納品及び貸与品	11
4.9	アスベスト含有機材の取扱い	12

第5章 施工調査

5.1	適用範囲	12
5.2	施工計画調査	12
5.3	事前調査	12
5.4	事前打合せ	12

第6章 施 工

6.1	施 工	12
6.2	施工の検査等	13
6.3	施工の立会い等	13
6.4	工法等の提案	13
6.5	排出ガス対策型建設機械	13
6.6	低騒音・低振動型建設機械	13
6.7	化学物質の濃度測定	13

第7章 養 生

7.1	養 生	13
-----	-----	----

第8章 撤 去	
8.1 一般事項	14
8.2 撤去後の補修及び復旧	14
第9章 工事検査等	
9.1 工事検査	14
第10章 しゅん功図書	
10.1 完了時の提出図書	15
10.2 しゅん功図	15
10.3 保全に関する資料	15
10.4 図書ファイルの提出	15
第11章 その他	
11.1 工事の入札等について	15
付 則	15
別 表 提出図書	16

第1章 総 則

1.1 適用範囲

- (1) 本受注工事標準仕様書（一般事項）（以下「標準仕様書」という。）は、受注工事に共通する一般事項を規定したもので、東京都交通局車両電氣部が施行する工事に適用する。
- (2) 全ての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次のアからウまでの順番のとおりとし、これにより難い場合は、「1.13 疑義に関する協議等」による。
 - ア 特記仕様書
 - イ 図面
 - ウ 各工事標準仕様書

1.2 用語の定義

- 標準仕様書において用いる用語の定義は、次のとおりとする。
- (1) 「監督員」とは、契約書及び約款（以下「契約書」という。）の規定に基づき、交通局が受注者に通知した者を総称していう。
 - (2) 「受注者等」とは、当該工事請負契約の受注者又は契約書の規定により定められた現場代理人をいう。
 - (3) 「監督員の承諾」とは、受注者等が監督員に対し、書面で申し出た事項について、監督員が書面をもって了解することをいう。
 - (4) 「監督員の指示」とは、監督員が受注者等に対し、工事の施行上必要な事項を、書面によって示すことをいう。
 - (5) 「監督員と協議」とは、協議事項について、監督員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
 - (6) 「監督員の検査」とは、施工の各段階で受注者等が確認した施工状況や材料の試験結果等について、監督員の立会い又は受注者等より提出された資料に基づき、監督員が設計図書との適否を判断することをいう。
 - (7) 「監督員の立会い」とは、工事の施行上必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うため、監督員がその場に臨むことをいう。
 - (8) 「監督員の確認」とは、施工の各段階における施工状況等について、監督員の立会い又は受注者等より提出された資料に基づき監督員がその事実を認知することをいう。
 - (9) 「基本品質」とは、建築物等の引渡しに際し、施工の各段階における完成状態が有している品質をいう。
 - (10) 「品質計画」とは、設計図書で要求された品質を満たすために、受注者等が、工事において使用予定の材料、仕上げの程度、性能、精度等の目標、品質管理及び体制について具体化することをいう。
 - (11) 「品質管理」とは、品質計画における目標を施工段階で実現するために行う管理の項目、方法等をいう。
 - (12) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
 - (13) 「設計図書」とは、「1.1 適用範囲(2)アからウ」までをいう。
 - (14) 「特記」とは、「1.1 適用範囲(2)ア、イ」に指定された事項をいう。
 - (15) 「書面」とは、発行年月日が記載され、署名又は捺印された文書をいう。
 - (16) 「工事関係図書」とは、実施工程表、施工計画書、施工図等、工事写真その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録に関する図書をいう。
 - (17) 「施工図等」とは、施工図、現寸図、工作図、製作図その他これらに類するもので、契約書に規定する工事の施行のための詳細図等をいう。
 - (18) 「標準図」とは、公共建築設備工事標準図（電氣設備工事編）をいう。

1.3
監督員の権限等

- (19) 「JIS」とは、工業標準化法に基づく日本工業規格をいう。
- (20) 「規格証明書」とは、設計図書に定められた規格、基準等に適合することの証明となるもので、当該規格、基準等の制度によって定められた者が発行した資料をいう。
- (21) 「報告」とは、受注者等が監督員に対し、工事の施行に関する事項について、書面により知らせることをいう。
- (22) 「提出」とは、受注者等が監督員に対し、工事に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (23) 「工事検査」とは、契約書に規定する工事の完了の確認、部分払いの請求に係る出来高部分等の確認及び部分引渡しの指定部分に係る工事の完了の確認その他の検査で、交通局が行うものをいう。
- (24) 「検査員」とは、契約書の規定に基づき、工事検査を行う者をいう。
- (25) 「概成工期」とは、建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行う上で、関連工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限をいう。
- (26) 「原則として」とは、これに続く事項について、受注者等が守るべきことをいうが、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合又は「ただし書」のある場合は、他の手段によることができる。

- (1) 契約書第8条「監督員」第1項の規定に基づき、交通局が定める当該工事の監督員は、次のとおりである。
 - ア 総括監督員
 - イ 主任監督員
 - ウ 担当監督員
- (2) 監督員の権限は、契約書に定めるもののほか、契約書第8条第2項に規定した次の事項である。
 - ア 工事の施行についての受注者又は現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - イ 設計図書に基づく工事の施行のための詳細図等の作成及び交付又は受注者等が作成した詳細図等の承諾
 - ウ 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施行状況の確認又は工事材料の試験若しくは検査
- (3) 監督員が行う受注者等に対する契約上の権限の行使又は義務の履行については、いずれの監督員も受注者等に対して行うことができる。
- (4) 受注者等が行う監督員に対する契約上の権限の行使又は義務の履行については、担当監督員に対して行うものとする。ただし、担当監督員が不在又は欠けた場合は主任監督員に対して行い、主任監督員が不在又は欠けた場合は、総括監督員に対して行うものとする。

なお、緊急の場合は、この限りでない。
- (5) 監督員がその権限を行使するときは、緊急の場合を除き、書面により行うものとする。ただし、緊急の場合における口頭による指示は、後日監督員と受注者等が指示の内容について書面により確認する。

1.4
官公署その他への届出手続等

- (1) 工事の着手、施行、完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。
- (2) (1)に規定する届出手続等を行うに当たっては、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- (3) 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材、労務等を提供し、これに直接要する費用を負担する。
- (4) 消火設備等防災設備の改修を行う場合は、改修期間、改修範囲、改修内容等を事前に関係官庁と協議する。

なお、機能の停止ができない場合は、監督員と協議する。

1.5
現場代理人、主任技術者等

- (1) 現場代理人は、工事現場の運営及び取締り並びに契約書に規定する職務の遂行に必要な知識と経験を有する者とする。
- (2) 建設業法に定める監理技術者及び主任技術者についての資格を証明する資料を、監督員に提出する。
- (3) 監理技術者又は主任技術者の交代については、東京都工事施工適正化推進要綱（東京都）による。
- (4) 監理技術者及び主任技術者は、腕章を着用し監理技術者資格証、監理技術者講習終了証等を携帯する。
なお、監督員より、その確認を求められたときは、速やかに応じる。

1.6
工事の下請負

- (1) 工事の一部を下請負に付する場合は、次の要件を満たす下請負人を選定する。
ア 当該下請負工事の施工能力を有していること。
イ 交通局の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中でないこと。
- (2) 工種別の下請負人を選定次第、別表 提出図書の書式により、監督員に報告する。

1.7
工事实績情報の登録

契約金額が 500 万円以上の工事は、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、「工事カルテ」の作成及び登録を行う。

「工事カルテ」は、登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）の「工事实績入力システム」に、次に示す期間中に登録手続を行う。その登録されていることを証明する資料を、監督員に提出する。ただし、期間には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日（以下「祝日」という。）等は含まない。

- | | |
|------------|----------------|
| ア 工事受注時 | 契約締結後 10 日以内 |
| イ 登録内容の変更時 | 変更契約締結後 10 日以内 |
| ウ 工事完了時 | 工事完了後 10 日以内 |

【登録先】 〒107-8416 港区赤坂 7-10-20

アカサカセブンスアヴェニュービル 2階

（一財）日本建設情報総合センター

CORINS / TECRIS センター

電話 (03)3505-0463 FAX (03)3505-8985

<http://www.ct.jacic.or.jp/corins/index2.html>

1.8
提出書類

監督員に対して書面を提出する場合は、別表 提出図書の書式及び提出部数による。ただし、これに定めのないものは、監督員の指示による。

1.9
設計図書等の取扱い

- (1) 設計図書及び施工に必要な資料等を整備する。
- (2) 設計図書及び工事関係図書を、工事の施行のために使用する以外の目的で第三者に使用させない。
また、その内容を漏えいしない。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

1.10
施工体系図等

工事を施行するために下請契約を締結したときは、次による。ただし、平成 27 年 3 月 31 日以前に当局と契約を締結した工事については、締結した下請契約の契約代金の額（当該下請契約が 2 以上ある時は、それらの

	<p>下請代金の額の総額) が 3,000 万円以上になるときを対象とする。</p> <p>(1) 建設業法に定めるところに従い施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、作成した施工体制台帳の写しを監督員に提出する。</p> <p>(2) 工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、速やかに応じる。</p> <p>(3) 下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示するとともに、作成した施工体系図の写し及び掲示状況写真を監督員に提出する。</p>
1. 11 別契約の関連工事	<p>契約書第 2 条に定める別契約の関連工事は、特記による。</p>
1. 12 軽微な変更	<p>当該工事の施工に際し、現場の納まり又は取合い上生ずる軽微な変更は、監督員の指示に従い、受注者の負担で施工する。</p>
1. 13 疑義に関する協議等	<p>(1) 設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたりしたときは、監督員と協議する。</p> <p>(2) (1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。</p> <p>(3) (1)の協議を行った事項は、「2.4 工事報告書等(2)」による。</p>
1. 14 工事の一時中止に関わる事項	<p>次の(1)から(5)までのいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。</p> <p>(1) 埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合</p> <p>(2) 別契約の関連工事の進捗が遅れた場合</p> <p>(3) 工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合</p> <p>(4) 第三者又は工事関係者の安全を確保する場合</p> <p>(5) (1)から(4)までのほか、特に必要がある場合</p>
1. 15 工期の変更に係る資料の提出	<p>(1) 契約書の規定に基づく工期の短縮を交通局から求められた場合は、協議の対象となる事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、監督員に提出する。</p> <p>(2) 契約書の規定に基づく工期の変更について協議を交通局と行うに当たっては、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督員に提出する。</p>
1. 16 特許権等	<p>工事の施行上の必要から材料、施工方法等の考案を行い、これに関する特許権等を出願しようとする場合は、あらかじめ交通局と協議する。</p>
1. 17 文化財その他の埋蔵物	<p>工事の施行に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。その後の措置については、監督員の指示に従う。</p> <p>また、当該埋蔵物の発見者としての権利は、交通局が保有する。</p>
1. 18 建設副産物の処理	<p>(1) 建設発生土、コンクリート廃材、建設汚泥、木材等工事現場から副次的に得られた物品(以下「建設副産物」という。)は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法</p>

	<p>律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月建設事務次官通達）、建設廃棄物処理指針（環境省）、東京都建設リサイクルガイドライン（東京都）及び東京都建設泥土リサイクル指針（東京都）に基づき、発生抑制、現場内での分別、再使用、再生利用及び適正処理に努める。</p> <p>また、再生資源の積極的活用を努める。</p> <p>(2) 建設副産物の処理は次による。</p> <p>なお、設計図書で定められた以外に、建設副産物の再使用、再生利用、再資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督員と協議する。</p> <p>ア 現場において再使用、再生利用を図るもの及び再生資源化を図るものは、特記による。</p> <p>イ 発注者に引き渡しを要するもの並びに特別管理廃棄物の有無及び処理方法は、次によるほか、特記による。</p> <p>(7) PCBを含む機器類は、PCBが飛散、流失及び地下への浸透等がないように適切な容器に収め、適切な場所に保管し、工事完了後、監督員に引き渡す。</p> <p>(イ) PCBを含む機器類の取り扱い作業は必ず構内で行い、構外搬出はしない。</p> <p>(ロ) PCBを含む機器類の取り扱いについては、(7)及び(イ)によるほか、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定めるところによるものとする。</p> <p>ウ イの引渡しを要すると指定されたものは、監督員の指示を受けた場所に整理の上、調書を作成して監督員に提出する。</p> <p>エ ア及びイ以外のものは全て構外に搬出し、(1)により適切に処理する。</p>
<p>1.19 過積載の防止</p>	<p>(1) 土砂等の運搬に当たっては、ダンプカー等の過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従い、次の事項を遵守する。</p> <p>ア 法に定める表示番号等の不表示車、積載重量自重計の未設置車及びさし枠の装着、荷台の下げ底等の不正改造車は使用してはならない。</p> <p>イ 産業廃棄物運搬車等を目的外に使用してはならない。</p> <p>(2) 土砂等の運搬に当たり、ダンプカー等を使用するときは、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の目的に照らして、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体への加入者の使用を促進する等、過積載の防止及び交通安全の確保に努める。</p>
<p>1.20 SI単位</p>	<p>国際単位系であるSI単位の適用に際し、疑義が生じた場合は、監督員と協議する。</p>
<p>1.21 関係法令等の遵守</p>	<p>工事の施行に当たっては、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図る。</p> <p>また、運用及び適用は、受注者の負担と責任において行う。</p>
<p>1.22 保険の加入及び事故の補償</p>	<p>(1) 雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入する。</p> <p>(2) 雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対しては、責任をもって適正な補償をする。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度の適用及び運用は、受注者の負担と責任において</p>

	て行う。
	(4) 契約金額が、2,000万円以上の工事については、建設業退職金共済組合の掛金収納書を、工事着手後1か月以内に監督員に提出する。 また、公衆の見やすい場所に法律で定める標識を設置する。さらに現場事務所、工事現場の出入口等の作業員の見やすい場所に建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識を設置する。
1.23 部分使用	交通局から契約書の規定に基づく建築物等の部分使用の承諾を求められた場合は、当該部分について交通局に出来高その他の検査又は確認を請求することができる。
1.24 関係者への広報等	(1) 工事の施行に当たっては、地域住民その他の関係者との間に紛争が生じないように努めるとともに、広報等が必要な場合は、速やかにこれを行う。 (2) 工事に関して、地域住民その他の関係者から説明を求められたり、苦情があったりした場合は、誠意をもって直ちに対応するとともに、その解決に当たる。 (3) 工事の施行上必要な地域住民その他の関係者との交渉は、受注者の責任において行うものとし、あらかじめその概要を監督員に提出する。 (4) 前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、その経過を遅滞なく監督員に報告する。
1.25 日雇労働者の雇用	(1) 工事の施行に当たっては、公共事業への日雇労働者吸収要綱（昭和51年7月23日東京都決定日）に基づき日雇労働者の雇用に努める。その運用と適用とは、受注者の責任と負担において行う。 (2) 同要綱を適用した工事の工事完了届には、公共事業遵守証明書を添付する。 (3) 工事に必要な無技能者は、公共職業安定所又は（財）城北労働・福祉センターの紹介する日雇労働者を使用するものとする。ただし、手持ち労働者数を差し引いた人員とする。

第2章 工事関係図書

2.1 実施工程表	(1) 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督員の承諾を受ける。 (2) 契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を遅滞なく変更し、当該部分の施工に先立ち、監督員の承諾を受ける。 (3) (2)によるほか、実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。 (4) 監督員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間又は月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督員に提出する。 (5) 概成工期が特記された場合は、実施工程表にこれを明記する。
2.2 施工計画書	(1) 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画及び現場組織、安全体制、仮設計画等をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。 (2) 品質計画及び施工の具体的な計画等を定めた工種別の施工計画書

- を、当該工事の施行に先立ち作成し、監督員の承諾を受ける。ただし、軽易な工種については、監督員の承諾を受けて作成を省略することができる。
- (3) 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、あらかじめ変更内容を監督員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。
- (4) (2)の施工計画書の承諾の範囲には、仮設は含まれないものとする。ただし、特記された仮設は、この限りでない。
- 2.3
施工図等
- (1) 施工図等を当該工事の施行に先立ち作成し、監督員の承諾を受ける。ただし、軽易な工事については、監督員の承諾を受け、作成を省略することができる。
- (2) 施工図等の作成に際し、別契約の施工上密接に関連する工事との納まり等について十分検討する。
- (3) 施工図等の内容を変更する必要がある場合は、あらかじめその内容を監督員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。
- 2.4
工事報告書等
- (1) 契約書第10条「履行報告」の規定に基づき、工事の全般的な経過を記載した工事報告書を作成する。
- (2) 監督員と協議した事項は記録を整備する。
- (3) (1)及び(2)について、監督員から提出の請求があったときは、速やかに応じるとともに、工事検査に先立ち、監督員に提出する。
- (4) 当日の作業終了時に、工事作業日報を監督員に提出する。
- 2.5
試験、施工等の記録
- (1) 工事の施行に際し試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。
- (2) 次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、契約書の規定に基づき工事記録写真、見本、試験の記録等の資料を整備する。
- ア 施工の各段階が完了した場合
- イ 工事の施行によって隠蔽される等、後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合
- ウ 設計図書に定められた施工の確認を行った場合
- エ 監督員が必要であると認め、指示した場合
- (3) (2)の記録のうち工事記録写真は、次により撮影し、編集の上、監督員に提出する。
- なお、工事記録写真撮影計画書を作成する場合は、特記による。
- ア 撮影方法等は、各施工段階における状況が明瞭に判断できるよう撮影する。
- イ 施工の完了後、明視できなくなる部分は、特に注意して撮影する。
- ウ 工事しゅん功写真の撮影等は、特記による。
- エ 写真は、撮影の都度整理し、監督員が随時閲覧できるよう編集する。
- オ 写真は、写真帳に編集して、提出する。
- 撮影の詳細については、工事記録写真撮影基準（平成24年4月車両電気部）による。
- (4) (1)及び(2)の記録等について、監督員から請求があったときは、契約書の規定に基づき提出又は提示する。
- なお、提出された写真の著作権は、交通局に帰属する。

第3章 工事現場管理

- 3.1 施工管理
- (1) 設計図書に適合する建築物等を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。
 - (2) 工事の施行に携わる下請負人に、工事関係図書及び監督員より指示を受けた内容を周知徹底する。
- 3.2 施工条件
- (1) 施工時間
 - ア 日曜日及び祝日に工事の施行を行わない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
 - イ 設計図書に施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要があるときは、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
 - ウ 設計図書に施工時間等が定められていない場合で、官公署の休日又は夜間に作業を行うときは、事前にその理由を付した書面により監督員に届け出る。
 - (2) (1)以外の施工条件は、特記による。
- 3.3 品質管理
- (1) 「2.2 施工計画書(2)」による品質計画に基づき、適切な時期に、指導、確認、試験等必要な管理を行う。
 - (2) 試験の結果、疑義が生じた場合は、監督員と協議する。
- 3.4 安全確保
- (1) 建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法令等によるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年1月12日建設省経建発第1号）に従うとともに、建築工事安全施工技術指針（平成7年5月25日建設省営監発第13号）を参考に、工事の施工に伴う災害及び事故の防止に努める。
 - (2) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、労働安全衛生法その他関係法令等に従って行う。ただし、別に責任者が定められた場合は、これに協力する。
 - (3) 同一場所で別契約の関連工事が行われる場合で、交通局により労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずる者として指名された場合は、関係法令に従って、労働災害を防止するために必要な装置を講ずる。
 - (4) 気象予報又は警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。
 - (5) 工事の施行に当たっては、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障を来さないような施工方法等を定める。特に、当局営業線路関係工事にあつては、電車及び保守車両の運行並びに乗客の安全その他構内保安に支障ないように施工する。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。
 - (6) 火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設ける等、火災の防止措置を講ずる。
なお、改修工事では、建物内火気の使用は原則禁止する。ただし、やむを得ず火気を使用する場合は、取扱いに十分注意し、次による。
 - ア 使用する火気に適した種類の容量の消火器等を設置する。
 - イ 付近に可燃性の物や危険性がある物がないようにする。

	<p>ウ 火気を飛散する切断、溶接作業は、防火シート等で火災の防止措置を講ずる。</p> <p>エ 作業終了後十分に点検を行い、異常のないことを確認する。</p> <p>(7) 工事現場は、常に整理整頓を行うとともに、危険な箇所は点検を行う等、事故の防止に努める。</p> <p>(8) 工事の計画及び施行に当たり、施工範囲における工事管理区分を監督員及び建物の管理者と事前打合せの上、工事に伴う事故防止や環境保全に留意し、必要な管理事項を定めて行う。</p> <p>(9) 工事の調査及び施行に当たり、床下、暗渠内、トレンチ内、シャフト内等で酸素欠乏、湿気、臭気、有毒ガス、粉塵、煙等が滞留又は発生する恐れがある場合は、酸素濃度等の確認を行い、作業者に工事作業の手順及び安全措置について、指示を行うとともに十分な換気等の措置を行う。</p> <p>なお、作業は複数の作業員で行い、監視人を配置して安全確保に努める。</p> <p>(10) 工事現場には必要に応じて、工事標識板、保安柵等を設置し、警戒人を配置する。特に、夜間工事にあつては、照明灯、警戒灯等を設置し、事故の防止を期する。</p> <p>なお、地下高速電車の線路内工事の警戒人は、原則として、列車防護用具を携帯する。</p> <p>(11) 工事現場に立ち入る工事関係者は、当局指定の腕章を着用する。</p>
3.5 交通安全管理	<p>ダンプカー等による大量の土砂、大型の工事用資材及び機械等の運搬を伴う工事については、搬送計画、通行道路の選定その他車両の通行に係る事項について、関係機関と十分打合せの上、具体的な内容を定め、交通安全管理に努める。</p>
3.6 災害時の安全確保	<p>災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を監督員に報告する。</p>
3.7 環境保全等	<p>(1) 建築基準法、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例その他関係法令等に従い、工事の施行に伴う環境の保全に努める。</p> <p>(2) 工事の施行の各段階において、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努める。</p> <p>(3) 自動車等を運転する者に対して、荷待ち等で駐・停車する時はエンジンの停止（アイドリングストップ）を行うよう指導する。</p> <p>(4) 仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いに当たっては、当該製品の製造所が作成した化学物質等安全データシート（MSDS）を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業員の健康、安全の確保及び環境保全に努める。</p> <p>(5) 建設事業及び建設業のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化等に努める。</p>
3.8 後片付け	<p>(1) 工事完了時には、適切な後片付け及び清掃を行う。</p> <p>(2) 工事の完了に際しては、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行う。</p>
3.9 工事用地等	<p>(1) 工事用地及び工事の施行に伴い提供を受けた土地等（以下「工事用地等」という。）は、適切に管理し、当該工事の施行以外に使用しては</p>

	<p>ならない。</p> <p>(2) 工事用地等は、別契約の関連工事と調整を図りながら使用する。</p> <p>(3) 工事の完了等で工事用地等が不要となった場合は、交通局に明け渡す。</p>
3.10 室内空気汚染対策	<p>(1) 接着剤、塗料等の塗布に当たっては、使用方法や塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとるようにする。 また、施工時、施工後の通風、換気を十分に行い室内に放散した溶剤成分等の希釈を図るものとする。</p> <p>(2) 内装仕上げが完了した室内は常に換気に注意し、仕上げ材料等から初期に放散されるホルムアルデヒドその他の揮発性物質を、室内に滞留させないようにする。</p>
3.11 建設機械の燃料	<p>使用する建設機械（ディーゼルエンジン仕様）の燃料は、規格（JIS）に適合した軽油を使用する。</p>
3.12 ディーゼル自動車の排出ガス規制について	<p>東京都は、ディーゼル自動車（軽油を燃料とする自動車をいう。）の排出ガスに含まれる粒子状物質の削減を図るため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例を制定している。工事に当たっては、本条例の趣旨を踏まえて施行する。</p>

第4章 機器及び材料

4.1 環境への配慮	<p>(1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）及び東京都建設リサイクルガイドライン（東京都）により、環境負荷を低減できる材料を選定するよう努める。</p> <p>(2) 屋内で使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康の影響に配慮する。</p>
4.2 機器及び材料の品質等	<p>(1) 工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する材料及び特記により指定するものは、この限りでない。</p> <p>(2) 使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を監督員に提出する。ただし、JIS マーク表示のある材料を使用する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。</p> <p>(3) 設計図書で使用する機器及び材料（「機材」という。）の製造業者を指定した場合は、その製造業者の中から選定する。</p> <p>(4) 調査を要する材料については、調査に先立ち、調査表等を監督員に提出する。</p> <p>(5) 材料の色、柄等については、監督員の指示を受ける。</p> <p>(6) 設計図書に定められた材料の見本を提出又は提示し、材質、仕上げの程度、色合等について、あらかじめ監督員の承諾を受ける。</p> <p>(7) 設計図書に定められた規格等が改正された場合は、「1.13 疑義に関する協議等」による。</p> <p>(8) 再生資材の品質は、本仕様書及び特記による。</p>

4.3 再使用機材	<p>(1) 取り外し後再使用と特記された機材は、次による。</p> <p>ア 取り外し前に機能及び状態の確認を行い、機材に損傷を与えないように取り外す。</p> <p>イ 機能の確認で修理等の必要が生じた場合は、監督員と協議する。</p> <p>ウ 取り外し後、再使用する機材をウエス等で清掃する。 なお、特別な清掃を行う場合は、特記による。</p> <p>エ 取り外し後再使用するまでの間は、機器類の性能及び機能に支障がないよう適切に養生を行い、保管する。 なお、保管場所は監督員と協議する。</p> <p>(2) 取り外し後、再使用するに当たり機器の性能及び機能に疑義が生じた場合は、監督員と協議する。</p>
4.4 材料の搬入	<p>材料の搬入ごとに証明となる資料を整備し、監督員から請求されたときは、直ちに提出する。</p>
4.5 材料の検査等	<p>(1) 工事に使用する材料は、材料検査基準（平成27年5月車両電気部）に基づく検査に合格したものとす。</p> <p>(2) 設計図書に定める JIS マーク表示のある材料又は規格、基準等の規格証明書が添付された材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして、取り扱うことができる。</p> <p>(3) 機材の品質及び性能を試験により証明する場合は、設計図書に定められた試験方法による。試験の実施に先立ち試験成績書を作成し、監督員に提出する。</p> <p>(4) 試験は、次による。</p> <p>ア 試験は、試験機関又は工事現場等適切な場所で行い、その場所及び試験機関の決定に当たっては、監督員の承諾を受ける。 なお、試験機関は、材料の品質及び性能を確認するために必要な組織体制、試験設備、試験技術、試験の実績等を有するものから選定する。</p> <p>イ 試験は、原則として、監督員の立会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 検査又は試験に直接必要な費用は、受注者の負担とする。</p> <p>(6) 試験の結果は、「2.5 試験、施工等の記録(1)」により、監督員の承諾を受ける。</p>
4.6 材料の保管	<p>搬入した材料は、工事に使用するまで、変質等がないよう保管する。</p>
4.7 支給材料	<p>(1) 設計図書に支給材料と定められた機材は、所定の手続きの上、監督員の指示する保管場所において受領する。</p> <p>(2) 不要となった支給材料の返却は、所定の手続きの上、監督員の指示する保管場所において返却し、整理する。</p> <p>(3) 支給材料の運搬は、受注者の負担により受注者が行う。</p>
4.8 返納品及び貸与品	<p>(1) 設計図書に返納品と定められた機材は、所定の手続きの上、監督員の指定する場所に運搬及び整理をする。</p> <p>(2) 設計図書に貸与品と定められた機材は、所定の手続きの上、貸与を受ける。工事が完了したときは、監督員の指定する場所に返納する。</p> <p>(3) 返納品及び貸与品の運搬は、受注者の負担により受注者が行う。</p>

- 4.9 アスベスト含有機材の取り扱い
- (1) 各種材料については、アスベスト含有の有無を確認し、アスベストを含有する建材は、原則として使用しない。ただし、代替品がない場合は、事前にそれを証明する資料を監督員に提出し、その承諾を受けて使用することができる。
 - (2) (1)によりアスベスト含有建材を使用する場合は、できる限りアスベストの含有率の低い建材を使用し、その取扱いに当たっては、アスベスト粉じんが飛散しないように措置を講ずること。

第5章 施工調査

- 5.1 適用範囲
- この章は、改修工事に適用する。
- 5.2 施工計画調査
- 工事の着工に先立ち、実施工程表及び施工計画書作成のため事前調査及び事前打合せによる施工計画調査を行う。
- 5.3 事前調査
- (1) 事前調査は、実施工程表及び施工計画書で具体的な計画を定めるために必要な調査を行う。
 - (2) 施工に先立ち、設計図書に定められた調査及び次の内容の調査を行い、監督員に報告する。
 - ア 作業前の調査の期間とその時間帯
 - イ 施工部分の設備機器・器具等の設置位置、配管ルート、サイズ等
 - ウ 改修に関する既存回路の絶縁抵抗
 - エ 改修に関する既存設備機器の仕様、容量、能力、制御回路等
 - オ 施工スペース、作業員の出入り及び機材の搬出・搬入ルート
 - カ 工事用車両の駐車場、資機材置き場、下小屋その他のスペース
 - キ 施工順序及び施工可能時間帯
 - ク 足場その他仮設物の設置範囲とその期間
 - (3) 第2章以降の当該設備工事の「事前確認」による項目を調査し、監督員に報告する。
 - (4) 停電工事作業は、事前に停電計画、仮設電源計画、作業手順、安全対策等の方法及び体制を取りまとめ、監督員に報告する。
- 5.4 事前打合せ
- 事前打合せは、実施工程表及び施工計画書で具体的な計画を定めるために必要な事項について、下記の関係者を行う。
- (1) 建物管理者（防火管理者等）
 - (2) 電気関係保守区
 - (3) 関係官公署（建築主事、消防署等）
 - (4) その他必要な者

第6章 施 工

- 6.1 施 工
- (1) 施工は、設計図書、監督員の承諾を受けた実施工程表及び施工計画書、施工図等に従って行う。

	(2) 施工の各段階において、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、監督員に報告する。 なお、確認及び報告は、監督員の承諾を受けた者が行う。
6.2 施工の検査等	(1) 設計図書において監督員の検査が定められている場合及び監督員から指示された工程に達した場合は、「6.1 施工(2)」の報告後、監督員の検査を受ける。 (2) 施工の検査等に伴う試験は、「4.5 材料の検査等」に準じて行う。
6.3 施工の立会い等	(1) 設計図書において監督員の立会いが定められている場合及び監督員から指示を受けた工程に達した場合は、適切な時期に監督員に対して立会いの請求を行う。立会いの日時については、監督員の指示を受ける。 (2) 監督員の立会いに必要な資機材、労務等を提供する。
6.4 工法等の提案	設計図書に定められた工法以外で、所要の品質及び性能の確保が可能な工法並びに環境の保全に有効な工法の提案がある場合は、監督員と協議し、「1.13 疑義に関する協議等(2)又は(3)」による。
6.5 排出ガス対策型建設機械	特記に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日建設省経機発第249号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械又は平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」若しくはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。 また、工事現場において排出ガス対策型建設機械又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出する。
6.6 低騒音・低振動型建設機械	特記に示す建設機械を使用する場合は、低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成9年7月31日付建設省告示第1536号）に基づき、指定された低騒音・低振動型建設機械を使用する。
6.7 化学物質の濃度測定	(1) 建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定の実施は、特記による。 (2) 測定対象化学物質、測定方法、測定対象室及び測定箇所数は、特記による。

第7章 養生

7.1 養生	(1) 既存施設部分、建築物等の施工済み部分等について、汚染又は損傷しないよう、適切な養生を行う。 (2) 既存部分の養生は、特記による。特記に記載がなければビニールシート等の適当な方法で行う。 (3) 仮設間仕切り等により施工作业範囲が定められた場合は、施工作业範囲外に塵埃等が飛散しないように養生する。 (4) 機材搬入及び撤去機材搬出通路の養生は、特記による。特記に記載がない場合は、監督員の承諾を得て、ビニールシート、合板等で養生
-----------	--

- し、既存仕上げ材を損傷させないようにする。
- (5) 作業、搬入通路等に隣接して盤等のスイッチ等がある場合は、誤作動をしないように養生する。
 - (6) 作業員、工事用資機材等の移動、運搬に使用できる既設エレベータは、特記による。この場合、エレベータかご内等を型枠用合板等で養生を行い、エレベータに損傷を与えないようにする。
なお、使用の終了後は速やかに原状に復旧する。
 - (7) 工事の施行に際し、既存部分を汚損し、又は損傷した場合は、監督員に報告するとともに承諾を受けて原状に復する。

第8章 撤 去

8.1 一般事項

- (1) 撤去場所の作業環境については、「3.4 安全確保」及び「3.7 環境保全等」に準じる。
- (2) 撤去については、「3.2 施工条件」による施工時間とするが、休日、祝日及び夜間作業とする場合は、特記による。
- (3) 撤去前に内容物の改修を要する機器、配管等の処置は特記による。
- (4) 撤去材の搬出経路は特記による。
- (5) 搬出経路の養生については、第7章「養生」による。
- (6)

8.2 撤去後の補修及び復旧

- (7) 壁付け機器、床置き機器、天井付け機器の撤去跡の取付けボルト孔、壁面、天井面の変色等の補修及び床補修等は、特記による。
- (8) 床、壁、天井等の撤去後の開口部についての補修方法及び仕上げの仕様は、特記による。

第9章 工事検査等

9.1 工事検査

- (1) 契約書に規定する工事の完了とは、次のアからウまでに示す要件の全てを満たしたときとする。その際には、工事完了届を監督員に提出し、検査を請求することができる。
ア 設計図書に示す全ての工事が完了していること。
イ 監督員の指示を受けた事項が全て完了していること。
ウ 設計図書に定められた工事関係図書及び記録の整備が全て完了していること。
- (2) 契約書に規定する部分払を請求するときは、当該請求部分に係る工事について、(1)のイ及びウの要件を満たすものとし、出来高部分等の算出方法については監督員の指示を受ける。
- (3) 契約書に規定する指定部分に係る工事完了届を監督員に提出する場合は、指定部分に係る工事について、(1)のアからウまでの要件を満たすものとする。
- (4) (1)から(3)までの届出に基づく検査を受ける場合は、交通局から通知された検査日に検査を受ける。
- (5) 工事検査に必要な資機材、労務等を提供し、検査に直接要する費用を負担する。

第10章 しゅん功図書

- | | |
|-------------------|--|
| 10.1
完了時の提出図書 | (1) 工事完了時の提出図書は次により、適用は特記による。
ア しゅん功図
イ 保全に関する資料
(2) (1)の図書に目録を添付し、監督員に提出する。 |
| 10.2
しゅん功図 | しゅん功図は、建築物等の完了時の状態を表現したものとし、種類、記入内容等は、特記による。 |
| 10.3
保全に関する資料 | (1) 保全に関する資料は、建築物等の保守に関する説明書、機器取扱説明書等とし、種類、内容及び提出部数は、特記による。
(2) (1)の資料の提出時に、監督員に内容の説明を行う。 |
| 10.4
図書ファイルの提出 | 提出図書は、当局指定のファイル形式（TIFF(G4)等）で作成し、当局指定の記録媒体（CD-R 等）で提出する。ただし、記録媒体は受注者の負担とし、記録方法は監督員の指示による。 |

第11章 その他

- | | |
|-------------------|--|
| 11.1
工事の入札について | この工事の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を守る。 |
|-------------------|--|

- | | |
|-----|--|
| 付 則 | この標準仕様書は、平成 16 年 7 月 1 日から適用する。
この標準仕様書は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。
この標準仕様書は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
この標準仕様書は、平成 28 年 6 月 1 日から適用する。 |
|-----|--|

別 表

提 出 図 書

図 書 名	様式	提出期限	部数	備 考
工事着手届	統一 1	着手時	2 部	
現場代理人及び 主任技術者等通知書	統一 2	着手時	3 部	
経歴書 ()	統一 3			
監理技術者資格者証(写)及び 監理技術者講習修了証(写)	統一 4			
工事工程表届	局-1	着手時	3 部	
工事工程表	局-2			
下請負届	統一 8	着手時	1 部	監理技術者を選任した 場合 (一覧表添付)
下請負者一覧表	統一 9			
施工計画書	統一 22	着手時	1 部	
前払金等請求確認書	統一 5	着手時	3 部	
前払金請求書	統一 6			
建設業退職金共済制度加入届	統一 7	着工後 一ヶ月以内	1 部	2,000 万円以上の工事
掛金収納書、標識 (シール) の工事現場における掲示状況 写真	統一 7 の 2			
建設業退職金共済証紙購入状 況報告書	統一 7 の 3			
労災保険加入確認書	局-3	着工時	1 部	
(請求・通知・報告・協議) 書	統一 16	その都度	2 部	
() 承諾申請書	統一 25	その都度	2 部	特記による材料の承諾
(協議・報告) 書	統一 26	その都度	1 部	
承諾書	統一 17	その都度	1 部	
休日等の工事施工届	統一 24	その都度	1 部	
() 記録の報告書	統一 28	その都度	1 部	特記による試験の報告
立会依頼書兼通知書	部-1	その都度	2 部	
主要資材発注予定報告書	統一 18	着工時	1 部	
支給材料 (請求・受領・返納) 書 (第 回)	統一 12	その都度	1 部 又は 2 部	返納書のみ 2 部
支給材料 (請求・受領・返納) 内訳書	統一 13			
材料検査請求兼検査書	局-12	その都度	2 部	
材料検査請求書 (第 回)	統一 20	その都度	2 部	特記による材料の工場 検査

図 書 名	様式	提出期限	部数	備 考
工事作業日報	局-6	毎日	1部	作業がない日も提出
工事進捗状況（月報）	局-4	毎月	1部	
工事進捗状況工程表	局-5			
実施工程表	局-7	その都度	1部	
発生材報告書（第 回）	統一 14	その都度	2部	
発生材報告内訳書	統一 15			
産業廃棄物管理票		その都度	A票及びE票	廃棄物を運搬処理した場合
事故報告書	局-16	発生時	2部	
事故経過報告書（第 報）	局-17	発生後 その都度	2部	
工事完了届	統一 29	完了時	2部	
請求書	局-14	完了時	1部	
完了図		完了時	2部	承諾図、試験成績表（社内、完了）添付
完了原図		完了時	1部	